

平成19年12月12日（水）

○議長（中上良隆君）順番20、19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

○19番（中本正人君）それでは、本年度最後の一般質問者ということで、私は生活保護についてお伺いしたいと思います。

我が国の公的扶助制度は、徳川時代にはお救い金、お救い米といった窮民救済の制度がありました。しかし、近代的公的扶助の姿は、明治期以降で、昭和4年に救護法が制定されたことによって、我が国においても法制的に整備された救護制度が確立したと言えます。

昭和20年8月、第2次大戦の終結によりまして、戦災者、引き上げ者、失業者などが急増し、旧来の制度ではこれらの人々に対し適切な対応ができなかったことから、臨時応急措置として昭和20年12月15日、生活困窮者緊急生活援護要綱が決定され、昭和21年4月から実施されました。しかし、この措置はあくまで臨時的・応急的な対策であったことから、初めて要保護者に対する生活保護が国家責任を原則とする旧生活保護法が昭和21年9月に制定されております。その後、社会保障制度のあり方に関して各方面で議論が行われ、また現実の社会情勢から生活保護制度の拡充・強化の必要性が生じたため、昭和25年5月、旧生活法が全文改正され、現在の生活保護法が制定・施行されて今日に至っているということです。生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれております。

ここで、全国で保護率の高い県、低い県と

いうものを紹介させていただきたいと思えます。これは平成17年度の福祉行政報告ではありますけれども、全国で保護率の高い県として、第1位が北海道24.6%、2位が大阪府24.3%、3位が高知県20.6%、4位が京都府18.8%、そして5番目が福岡県の18.3%となっております。また、逆に低い県の第1番としましては、富山県が2.3%、福井県が2.6%、岐阜県が3.1%、長野県が3.1%、そして5番目として山梨県が3.8%となっております。

ここで伺いたいことは、生活保護費負担は国が4分の3、市が4分の1の負担となっております。福祉事務局長、本市では健康福祉部長が生活保護に関する権限を委託されておりますが、この責任重大な生活保護の認定をどのようなメンバーで、またどのような審査方法をもってやられているのかをお聞きしたいと思います。また、新聞等で報道されている大阪市内から橋本市への野宿者集団の移住に絡む生活保護費の不正受給について、当局はどのように受けとめているのかをお聞きして、私の1回目の質問を終わりたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）19番 中本君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）生活保護申請者が福祉事務所管内に住み、個人としての住宅があり、困窮のため最低限度の生活を維持することができない場合は、生活保護法第8条の規定により、その者の金銭または物品で満たすことのできない不足分を補う程度に生活保護を受けることができるとなっております。生活保護法第19条により、福祉事務所の

長は、保護の決定及び実施の権限を委任されております。保護の申請をしますと、14日以内、特別な理由があるときは30日以内に保護の要否を決定することとなっており、その間に担当ケースワーカーが調査マニュアルに基づいて預金、資産調査、扶養調査、または訪問による居住実態の確認を行うこととなっております。調査の結果、保護が必要と認められた場合は、福祉事務所長が決定し、保護が開始になります。

今回の事件は、さきに答弁させていただいたとおり、平成19年5月と6月に被保護者が引っ越しする際、大阪の業者が見積書を偽造及び見積書どおりの引っ越し費用を要した事実がないのに、これを隠して引っ越し費用をだまし取ったとして逮捕されました。通常、引っ越し代は2社または3社の見積もりを徴収し、金額の妥当性を判断し、引っ越し業者を決定し、引っ越しした事実を確認し、その費用を引っ越し業者に支払いますが、見積書については被保護者本人に対するものであることから、コピーでも可能として従来からその対応をしてまいりました。今回の事件以降は原本の提出を求め確認する等チェック体制を強化しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、今後についてであります、「一軒家の改造した住宅に複数の被保護者を住ませる」ことや家賃収入を目的に「保護制度を利用している」と思われる事例については、申請受け付け段階で厳正に対応してまいりたいと考えています。また、県や国へも住宅扶助費について検討すべきではないかと再度問題点を提起していきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君、再質問ありますか。

19番 中本君。

○19番（中本正人君）それでは、質問させて

いただきます。生活保護の認定につきましては、今答弁いただきましたようにケースワーカーの存在というのが非常に大きいということですね。ケースワーカーが申請処理の審査とか、また預貯金等の資産を調査して、その結果、問題なければ最終部長が認定するということですね。よくわかりました。結局ケースワーカーの判断、裁量が本当に重要で大きいということを私は感じるわけですが、ここでよく問題になっておりますテレビ・新聞等で報道されております高野口町の共同住宅に生活する生活保護者ということですが、この話は私にとっても不思議な話やと思いますし、実際、本市においてこのこともしかり、またここ一、二年、話は変わりますが、本当に本市にとって明るいニュースがない、暗いニュースばかりであるということ。それは職員の不幸事に始まって、そして今回の不正受給ということですが、この件に関してでも市民の皆さんはどのように思っているのかなということを感じてもらったことがあるのかなと私は思います。この名古屋の共同住宅に住む人たちにつきましては、私も地元の人たちから相談を受けました。そして、現実に私も部署のほうへ相談に行かせてもらいましたよね。私も聞いてびっくりしました。1軒の平屋の家をベニヤで4等分して、その4人に対して生活保護費を満額というんですか、生活扶助費と住宅扶助費を払っている。これは本当におかしいなと私自身そう思いました。私がこれを言うのは、生活扶助費の中にも第1類、第2類とありますやんか。極端に言えば、食事代と光熱費、水道代と分けましたら、食事代は仕方ないです、食べてしていくためには。けど、私が言いたいのは、一つ屋根の下におりながら、光熱費、水道代、また住宅扶助費、それを一つ屋根の下に4人が住んでいるのに、それぞれの4人の人に対

してどうして満額を払うのかな。これはだれが見てもだれに聞いてもおかしいと思いますやんか。この件に関して、部長もこれはおかしいということでいろんな努力をしてくれたのも私は知っております。それはそれとして、知らない市民の方にとりましたら何でやねんと、そうなるのは仕方ないですわね。

それから、私は先ほども1回目で質問しましたけども、4分の3が国税で4分の1が市税ということで、全部が税金ですわ。別に部長を責めているんじゃないですけども、もっと慎重に大切に使ってほしいなということをお願いしたい。

これは11月末の新聞で、大阪の貝塚市の府営住宅について出ていましたわ。それは生活保護者の抑制ということで、大阪の貝塚市の府営住宅がありますけども、その住宅は空き室があき次第、随時生活保護者が入居できる。これは在住している市民であればそれでいいですよ。そのおかげで市外からの生活保護者が入ってくると。そうなれば、先ほど言いましたように4分の1が市が出して負担せなあかんということですわね。これでは、どこも自治体、財政が厳しい折、困ったもんだということで、貝塚市が府に対して生活保護者の抑制ということで抑制しているということ。それによって従来の部屋があいたら随時入ってもらえるところを定期募集ということに切り替えたということで、14%だったと思うんですけども、14%の生活保護者が削減できたということですわね。きのう13番議員の答弁の中にもありましたけれども、部長としても近畿の市長会のところにも一応要請してもらって、しかし、残念ながら却下されたということですけども、私はそこまでしてくれるんだったら、どうしてもう一つ踏み越えて、県なり国へ物を申してくれなかったのかなと僕は思うんです。というのは、そのために県

議会でも橋本市から2人の県議が出てますやんか。国に対してでも我々の2区から衆参議員から出てますやんか。そういうところまで話を持って行ってほしかったというのが私の考えなんですよ。

ここで、これ以上は僕も言いませんけども、今回の質問に対してでも、決して私は生活保護の最高責任者の部長を責めているんじゃないんです。済んだことを今さら掘り起こして言う気もありません。けど、これからのことのほうが大事ですからね。そういうことを考えて私はこれを質問させてもらっているんですけども、そういうことでひとつお聞きしたいんですけども、このことが起こって、生活保護の最高責任者として、担当課とどのような話をしたのか、してないのか。もししたとしたならば、どういう話し合いをしてくれたのかということをもっと1点お聞きしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）担当課、保護係になりますけれども、担当ケースワーカーが4名おります。それと事務を専任にする職員が1名おります。それと課長がおります。それで、その上に私がいてるわけなんですけれども、高野口のケースに限らず、処遇困難、どう判断したらいいのかというケースがたびたび起こります、保護の場合につきましては。そのたびにマニュアルをひもといたり、よその事例で参考事例がないかだとか、あるいは県に照会をかけたたり、県で判断できない場合については県を通じて国のほうへ照会をかけるということにしております。常々、照合困難ケースにつきましては、ケース検討会議ということで、事例ごとにたびたび庁内で開催しております。そこで、それぞれの担当ケースワーカーが忌憚なく意見を出し合って、最終的に全員の合意形成を図るということで意

思決定をしております。今回につきましても、合併後ずっとなんですけれども、たびたび開きました。そして、直近に事件になりました引っ越し費用の見積もりにつきましても、見積書が偽造されたということで大阪の業者が警察に逮捕されたわけなんですけれども、これにつきましても、見積書は市に、福祉事務所長あてに提出されたものではありません。被保護者が引っ越しするという事で、被保護者が見積もり業者に見積もりを3社に依頼したものでございます。その一つに大阪の業者の不動産屋の見積書があったということで、他社の正規の引っ越し社の見積もりをあて名を変えてあったと。そして中身の家具、冷蔵庫等につきましても、ないのにあるように書いてあったということで逮捕されたわけなんですけれども、たとえ市あてに提出された見積書でなくても、これからは赤い判をついた原本を入手しまして、それをコピーさせていただくと。今まで被保護者がコピーを焼いたものをこちらに提出をいただいていたと、そういう事例がありますので、見積書に限らず市に対して提出してもらった書類につきましては、一応担当ケースワーカーが手元で原本をいただく、それで福祉事務所内で必要なものにはコピーをとって返却すると、そういう形に改めていきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中本議員の再質問にお答えをしたいと思います。今後の市の方針等についてですね。

問題は、生活保護法というのは、私もいろいろ研究もしてみたんですけども、なかなか扱いの幅があるんですね。豆腐を切ったようにいかないんですね。まず、住宅がああいうような形で一棟にいくつかに割ってということは私も大変疑問に持ちました。ところ

が、東京の市街地でワンルームマンションはだいたい4畳半らしいですな。学校の宿舍、生徒とか大勢の方が泊まったりするのに1カ月5万円から6万円というんですね。そうだからというんじゃないですけども、名倉の問題についても、これは高野口町の時代のものであって、高野口町というのはご承知のとおり県がやっとなことですよ。県がすべて裁断をおろして、ちゃんとしたもんですよ。住吉については合併したから橋本のことであったんですが、以前のそれらについても十分検討を担当課において練り上げて協議した上で、県の指導も得て、そしてスタートしたというのが事実なんですよ。問題は、その4畳半に窓が一つあらないかんという基準とかがあるようです。しかし、生活保護法の幅とか扱い、解釈の仕方、そういうことに大変困ったのが私も事実であります。今後につきましては、かようなことのないように、ひとつまた住宅扶助費の制度の問題、これらもしっかりと国のほうへも市長会を通じて要請をしたり、それに付随したこともいくつもございまして、幻にかかるような状態のことが、事実非常に判断に苦しんだ面があったと思うので、今後かようなことのないように徹底して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）どうもありがとうございました。私も今先ほど部長のほうから今後厳正にやっていくということをお聞きしましたので、これ以上はもう申しません。ただ、私が言いたかったのは、先ほども言いましたように、一つ屋根の下で4人の人が光熱費、それから住宅費、これを4分の1ずつ支給すれば僕は何も言わないんですけど、普通に考えたらね。それを満額お支払いしていたということに対して僕は疑問を持っていたという

ことだけですので、これは4等分していたらそのまま何も事が起こらず、今頃まだそのままいてるのかなというふうにも思っておりますけれども、それはそれとして、この話はこれで終わります。

ところで、今、ケースワーカーが本市では4名ということですが、この4名の方の担当件数というんですか、これは1人何件ぐらい持っているんですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）福祉事務所には所員の定数というのが決められております。これは全国の基準で運用しております。保護世帯数に応じて決められておるわけですが、市の場合においては80世帯に1人というのが基準になっております。ちなみに12月1日現在の保護世帯については、本市312世帯であります。一応4で割りましたら78世帯ということになりますので基準をクリアしていると。80を超えれば職員ケースワーカーを1名増やさなければならぬ、そういうことで運用されております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）1人がそれだけ担当しているということですよ。仮に4人のケースワーカーがおって、1人で70人としましょうか。ざっとですよ。これを仮に1人頭10万円と計算しやすくした場合、これは月に約2,800万円。4人で70人と仮にした場合ですよ。計算しやすく10万円として計算した場合、月に約2,800万円、年間にしたら3億3,600万円かな。仮にそのうちの4分の1を市が負担するということですね、極端に言えば。そういうことでしょうか。ということになれば、約8,000万円からの金を市が負担ということですよ。莫大な金ですね、これも。ここで一応私は……。

○議長（中上良隆君）質問をちゃんと聞いて

ください。

○19番（中本正人君）今の金額で間違いありませんでしょう、だいたいの計算やけど。どうですか。今現在、年間どのぐらいか、お願いします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）18年度の実績で申し上げますと、生活保護費の総費用額は5億9,771万4,000円でございます。4分の3が国庫補助金、4分の1が市の一般財源ということになりますけれども、市の一般財源のうち4分の1一般財源があるんですけれども、普通交付税のほうの基準財政需要額に算入されております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）はい、ありがとうございます。すごいお金ですもんね、考えたら。ここで、私はこの間、新聞を読んでいましたら、ちょうど生活保護費のことが出ていましたので紹介したいんですけれども、この生活保護費も全国都道府県で、また市町村で保護費の支給額が違ってきますよね。その都道府県の物価差によって違うと思うんですけれども、今現在一番高いところは1級地の1ですかね。一番安いところは3級地の2ということで、6段階に分かれていると思うんですけれども、ここで一番高いところと一番低いところの生活保護費の金額はどのぐらいか紹介させていただきたいと思います。

例えば、1級地の1といえば、本当に大都会というふうに考えてもらえれば良いと思うんですけれども、そこで仮に3人世帯で夫婦と子どもが4歳としましょうか。その3人の世帯では1級地の1では16万7,170円というのが生活保護費として支給されているわけ。そして、一番低い地方でも同じ世帯数で低いところでは13万680円と、3万6,000円の開きがあるんですよ。これはこれでいいんですけ

ども。そこで、私は自分たちの住む橋本市がどのぐらいの何級地なのかと調べたら、6段階のうちの5段階、3級地の1ですよ。ですから、我々の橋本市においてでも、仮に世帯数によっていくぐらい生活保護費を払っているのかということを紹介したいと思いません。

仮に橋本市の3級地の1で計算しますと、単身世帯、これも年齢によって金額が違うんですけども、仮に60歳から69歳の方の単身ということになれば、生活扶助費が6万5,210円、そして和歌山県の住宅扶助費は2万9,800円ということで9万5,010円というのが一応支給されているわけ。仮にもう一つ、老人の2人世帯となれば、生活扶助費が9万9,990円、そして住宅扶助費は2万9,800円ということで12万9,790円が支給されていると思えます。そして、最後ですけど、夫婦と子ども2人の4人世帯、仮に子どもさんが小学生1人と、そして4歳も1人としましょうか。そのときになると生活扶助費が15万6,890円、住宅扶助費は同じく2万9,800円、それに児童教育加算というのが2,150円、そして教育扶助が1万円ということで19万8,840円が支払われているということになるわけですね。しかし、これだけじゃないですわね。これに加えて医療扶助とか介護扶助等々を入れれば、この金額でおさまらない。4人世帯で19万8,000円、約20万円としたら、月によっては25万円、30万円になることもあるということでしょう。すごい金ですね、これは。そやから、僕もこれを見ていまして、普通国民年金を受給している人から見れば、一生懸命働いて6万円ほどしかもらえない国民年金の人が、何か矛盾しているなど僕は思いますけども、これは仕方ないとしても、これだけ支給しているということですね。

そして、先ほどお話がありましたけども、

高野口町の共同生活、保護者にしても、名古屋と名倉、満額支給しているということについて、私もほんまに不満を感じていました。しかし、この中で先ほど市長からのお話もありましたけれども、名倉につきましては、旧高野口町の時代で県が認定していますけども、しかし、今、合併となれば、旧高野口町であっても今は橋本市のということになるわけですけども、それはそれとして、僕は1点だけお伺いしたいんですけども、よく新聞紙上で不正受給額が2,000万円という数字が出ていましたよね。この2,000万円というのは、どういところが2,000万円という数字が出てくるのかというのを、わかればお教え願いたいと思えますけど。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）業者の逮捕が報道されまして、マスコミが本紙におきましても取材に殺到したような状況です。私だけでの対応、あるいは所員だけの対応で十分な対応ができませんので、秘書室の広報のほうにも対応をお願いしまして、分散で各社に対して対応したような状況です。福祉事務所としては2,000万円という数字は多分出していない、出したというようなことは聞いておりません。掲載された新聞の記者がどこで情報を仕入れたのか確認はとれておりませんが、ただ、多分想像するには、橋本市、合併後ですけども、平成18年3月から平成19年、ちょうど事件になりまして、10月までの保護費につきまして、8人と4人、全部で16世帯、単身世帯ですから16人になりますけれども、この20カ月分の生活扶助・住宅扶助、それと緊急的に一時扶助ということで、保護開始当時、家財道具もないという場合に一時的に必要なものだけ購入する一時扶助というものもありますけれども、この三つを足し合わせると約2,000万円弱になります。多分この数

字を言われているのではないかと思います。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）私もこの2,000万円について、部長もそうだと思うんですけど、どこからこの2,000万円という数字が出てきたのかなど。いろんな計算はしてみたけども、とても出ないし、そういうことでお伺いしたわけなんですけども、これが正しいのか間違いないのか、これもわかりませんが、しかし、一般の市民の方は新聞の活字を見て信用するんですよ。そういうことについて市民の人からも私はよく言われますけども、この2,000万円って何よと、どんなお金なんよと、市は何しとんてというふうに言うわけですね。ですから、私が言いたいのは、この件に関してでも、最終的には橋本市役所行政が、最後は市のトップにある市長の顔につながってくると思うんですね。ですから、こういうことに対してでも、やはり間違いは間違いであったならばきっちりと抗議していく、そして訂正してもらえるものは訂正してもらおうということも僕は大事やと思うんですよ。やはり市民は新聞の活字を見て判断するというものですから、本当に怖いですよ。

そして、私が一番言われたのは、これだけ新聞紙上でこの不正受給について報道されているのに、市側、行政側のコメントが一つも載っていないと。そういうことで私は1回目の質問でも質問をさせてもらったわけなんですわ。ですから、行政として市民の税金を使っている、国民の税金を使っているこの生活保護費というものについて説明責任というものはあつてしかるべきだと、僕はそう思います。もちろんこの生活保護費の中で転居費というんですか、引っ越し費用については確かに1カ月の家賃とか引っ越しに対する移送費、運送費ですか。それと敷金については請求できるとか支払う義務があるということ

も僕も知っていますけども、今回、この不正についてでも、これは行政側の詰めの甘さがあったんだと僕は見ておるし、これに対しては僕は何も言えないと思うんです。というのは、新聞でも出ていましたけども、引っ越し見積書の相場というのは照合するけども、最終引っ越し先の転居先の家主の実態調査まではしていないでしょう。しているんですか。そういうことで、そこを容疑者は突いたんだと思うんですよ。

僕はそれでお伺いしたんですけど、一応教育委員会部局では進学奨励金の給付についても、小・中学校の校長先生とか民生委員の会長とか、それから文教厚生委員長とかが入って一応審査会を開きましたよね。逆に、これはできるできないは僕はわかりませんが、この生活保護についてでも今回のような特殊な場合もありますので、こういう審査会というのを有識者も入れてできないもんかなと思うんですけども、これについていかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）審査会のことは後で部長から答弁していただきますけれども、橋本市の取り組みについて、報道記者に対して弁明というかコメント的なことというご指摘がございましたが、これまでいろんな方の取材もあった中で、内容については随時報道関係者にも報道してきておりました。ですから、全般的にいわゆるテレビ、朝日放送とかNHKでも取り上げられましたし、新聞等の報道もありましたけれども、いわゆる橋本市を批判するような批判的な報道というのはあまり私としてはなかったのかなというふうに感じております。テレビの中でも、制度としてそういうことであるので、出したことに対しては一定仕方がないというような形で報道されていた分もあったかと思えます。

この事件につきましては、発生というか、保護者を認定するかどうかということにつきましては、申請当時から私のほうへも再三担当課あるいは部長からも相談をいただいております。橋本市としてどうしていくべきかという立場で対応をしております。私といたしましては、できる限りの対応を担当課あるいは部長のほうでもしていただいたと思っております。ただ、先ほど部長も申し上げましたが、いわゆる見積書の件につきましては、従来からコピーだったということについては、原本をきちっと確認していくべきというふうに私も思いますので、今後そのようにはしていきたいと思っております。

あと、引っ越し先の自治体へ確認をしたのかどうかということにつきましては、現地まではこちらのほうから行かなければならないというふうにはなっておりません。しかし、相手の引っ越し先の自治体から引き受けましたという確認は、電話ですけれどもしておりますし、当然引っ越した先の自治体は、引き続きその方について生活保護を支給しているというような状況もありますので、それ以上の市としての対応というのは必ずしも必要とは考えておりません。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）審議会を設けてはどうかということなんですけれども、先ほど私が答弁させていただきましたように、福祉事務所内ではケース検討会議を絶えず開催しております。

それと、保護の申請につきましては、マニュアルに基づいて、基本的な事項については全国画一的に運用されているものでございます。

それと、最初にご答弁させていただきましたように、保護の申請を受理しますと、基本

的には14日、2週間以内に不受理か決定かおろさなければならぬということと、あと体の悪い人については、こちらから指定した公的な医療機関で検診命令をかけます。その医師の診断書をいただいて医療が必要かどうかについても判断するケースがあります。これについては2週間を超える場合がありますので、基本的には30日以内に決定しなければなりません。日々毎日のように相談がありますので、審議会等では対応できないのかなと思っております。それと、市長の権限は福祉事務所長に委任されておりますのも、そういうことでスピード性が求められるということからではないかと私は判断しております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）審査会ができなければいけないんですよ。僕が言いたかったのは、別に部長をフォローするんじゃないけれども、やっぱり責任重大な仕事でしょう。そやから自分がそれを逃れよと僕は言わんけれども、いろんな人の意見も聞いてやったほうがいいんじゃないのかなと、僕はそういう気持ちで言っただけで、できなければいけないでそれはいいんですけども、そういうことで僕は言わせてもらったんですよ。

それと、先ほど副市長から言われましたように、それはそれとして、仮に引っ越しの敷金を支払う、請求できるというふうになりますやんか。そしたら、仮に今回たまたま出たからいいものの、もし出ていなかったら、そのまま敷金の25万円というのを払っているわけじゃないですか。でしょう。そうなるわけですやんか、現実には。そういうこともあるから、できることであればそれはしたらいいのになというふうには思うだけで。

そこで、もう一つ私は聞きたいんですけども、今回、不正受給の金額34万5,900円かな。一応新聞に載っているのはそう載っています

けども、このうち敷金はどれであって25万円、家賃が3万円なのに4万2,000円と出ていますやんか。この金額に対して、先ほど副市長が言ったように、わからなければわからないでそのまま本市としては支払うわけでしょう。僕自体もそこなんです。ですから、この差額の返還に対してでも、これはここに載りますやん。不正受給した額に対しては全額、または一部を徴収できるとなっていますね。この差額の不正受給された額について、もちろん返還請求はしているんでしょうね。その辺はどうなっていますの。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回、詐欺として起訴されたのは6万3,000円です。2名分の一人当たり3万1,500円の引越し費用について起訴されたということで、敷金・礼金あるいはアパート代につきましては、逮捕時は容疑があったわけですが、最終的にはそれは起訴の中には含まれていないと。私は警察から正式には聞いておりませんが、そういうふうに理解しております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）私も詳しいことは知りませんが、ただ、新聞等で読んでお話をさせてもらっていますけども、これは一番額の大きい25万円の敷金にしても、これは敷金ゼロで要らんでしょう。ゼロでしょう。違いますの。要らないお金の敷金25万円、家賃の差額の1万2,000円を、支払いはそれだけで終わるんですか。その金額に対して、こちらとしては不当な額として返還して当たり前と違いますが。その辺が僕はわからんやけど。納得できるように説明してもらえませんか。

○議長（中上良隆君）質問の意味はわかりますか。

副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今おたじいた

だきました敷金の件ですけれども、先ほど部長のほうから答弁させていただきましたように、今回、起訴の対象にはなっておらないというふうに警察からは聞かせていただいております。検察庁との協議の中でそういうふうになったということでございますけれども、まだ最終的な裁判、刑も確定しておりませんので、そこらの推移を見きわめた中で、橋本市として必要な対応を今後してまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）はい、よくわかりました。先ほどから部長にお話をしていますけども、最近、生活保護、高野口の受給者に対してでも、本市として、また最高責任者として上田部長の仕事は、僕は僕なりに精いっぱいやっているということは僕も認めます。そして、きのうも言っていましたけども、あと2人ですか、残っているのは。それも年内には転居できるという話も聞いていますけども、これも部長をえらい褒めますけども、しっかり頑張ってくれているなというのは、僕はそれは認めたいと思います。

最後に僕が言いたいのは、この不正を発見できたのも、また行政を、また警察を動かしたのも、やはり名古屋地区、住吉地区の人たちの協力があって初めてこれが出たわけでしょう。いかに住民パワーというんですか、その人たちが自分たちの生活不安のために一生懸命になってやったということに対して、私は地元の人たちに拍手を送りたいと思うし、その件に関しては行政側としてでも、この件に対しての地元の努力に対してそういう気持ちを持ってほしいなと思います。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、19番 中本君の一般質問は終わりました。

○議長（中上良隆君）これにて一般質問を終
結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。
（午後 3 時 49 分 散会）